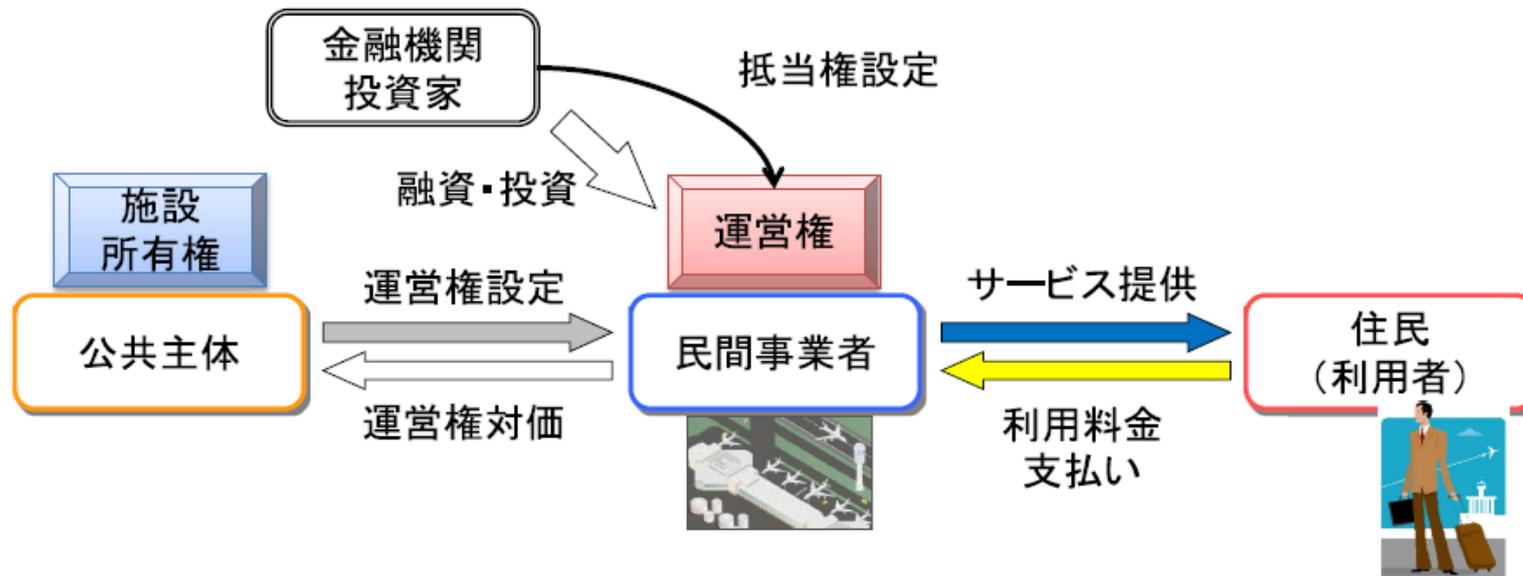


公営企業における公共施設等
運営事業に係る取組状況等

公共施設等運営権方式について

コンセッション方式

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



(内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室) ホームページから抜粋)

根拠法律（抄）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（抄）

（定義）

第二条

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

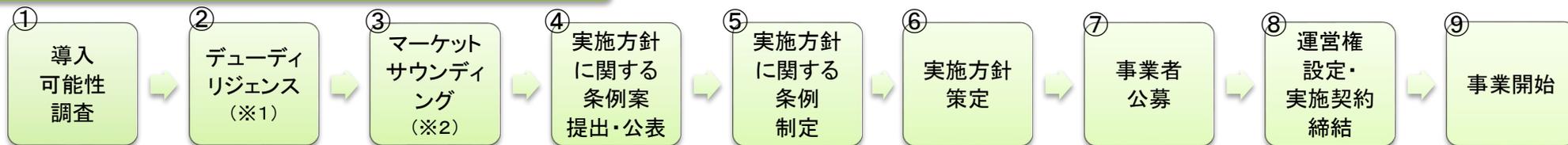
7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（性質）

第二十四条 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

公営企業におけるコンセッション導入の検討・準備の状況

コンセッション事業開始までの主な手続



※1 デューデリジェンス(資産評価)

:コンセッション事業の導入前に、対象施設等について、資産、法務、財務等の状況に係る調査を実施すること

※2 マーケットサウンディング(民間投資意向調査):コンセッション事業の制度設計に反映させることを目的として、民間事業者等に対してヒアリングを実施すること

公営企業におけるコンセッション導入の主な状況

【出典】令和元年11月18日第8回構造改革徹底推進会合(PPP/PFI)資料、各自治体ウェブサイト

【水道】 団体名	検討・進捗状況	【下水道】 団体名	検討・進捗状況
宮城県	⑥ 実施方針策定(令和4年度事業開始予定)※	浜松市	⑨ 事業開始(平成30年4月～)
大阪市	④ 実施方針に関する条例案を提出・公表	高知県須崎市	⑧ 運営権設定・実施契約締結(令和2年度事業開始予定)※
宮城県村田町	② デューデリジェンスを実施	宮城県	⑥ 実施方針策定(令和4年度事業開始予定)※
静岡県伊豆の国市	② デューデリジェンスを実施	奈良県奈良市	④ 実施方針に関する条例案を提出・公表
北海道ニセコ町	① 導入可能性調査を実施	神奈川県三浦市	④ コンセッション事業の導入検討のための審議会設置に関する条例策定
北海道木古内町	① 導入可能性調査を実施	山口県宇部市	③ マーケットサウンディングを実施
滋賀県近江八幡市	① 導入可能性調査を実施	宮城県村田町	② デューデリジェンスを実施
福岡県大牟田市	① 導入可能性調査を実施	大阪市	① 導入可能性調査を実施
【工業用水道】 団体名	検討・進捗状況	石川県小松市	① 導入可能性調査を実施
宮城県	⑥ 実施方針策定(令和4年度事業開始予定)※	大分県大分市	① 導入可能性調査を実施
		福岡県大牟田市	① 導入可能性調査を実施
【ガス】 団体名	検討・進捗状況	【電気】 団体名	検討・進捗状況
滋賀県大津市	⑨ 事業開始(平成31年4月～)	鳥取県	⑤ 実施方針に関する条例制定(令和2年9月事業開始予定)※

(注) 令和元年11月18日現在における検討状況であり、現時点では変更がある。

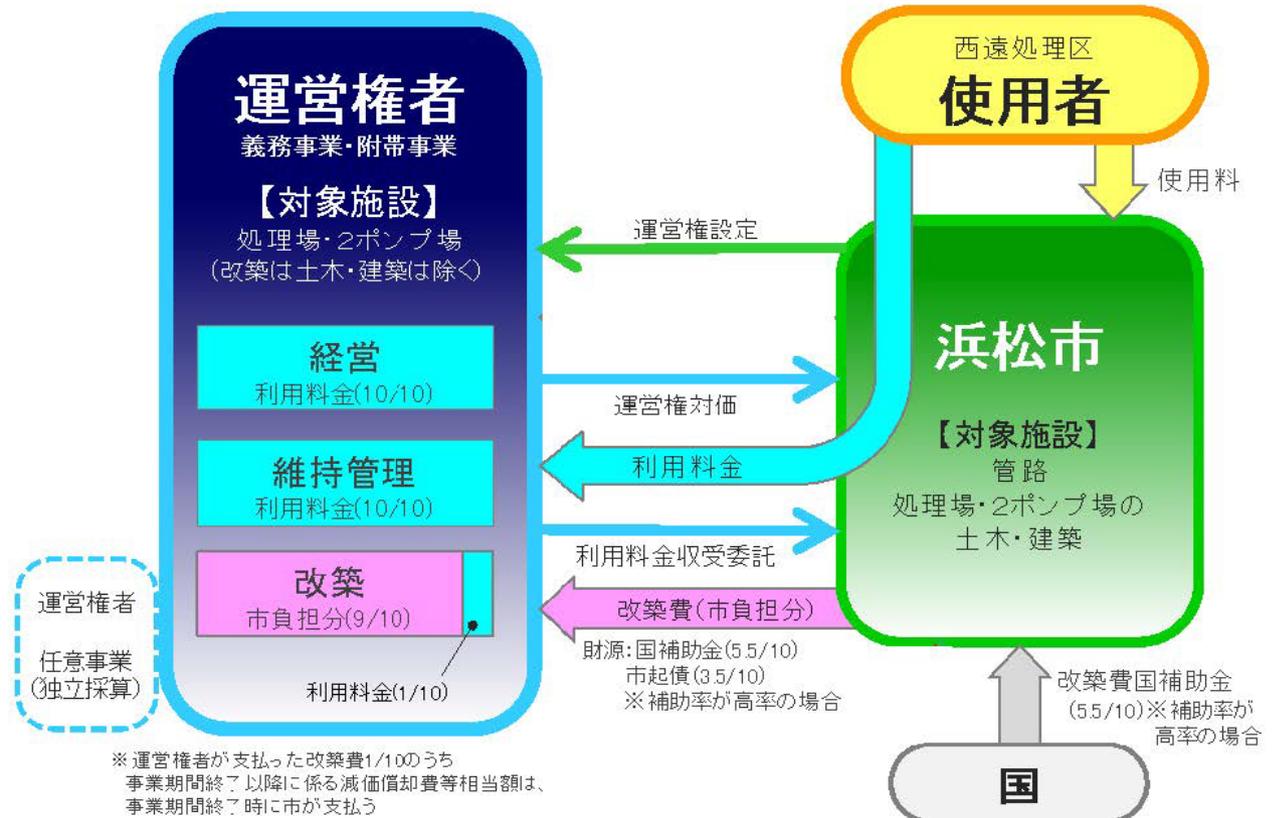
※ 検討が進捗している団体は令和2年1月時点の状況に更新している。

浜松市下水道事業のコンセッション方式のスキーム

運営権委託契約の内容

	運営委託方式 平成30年度から令和19年度
対象施設	西遠浄化センター、中継ポンプ場2か所
契約期間	20年間
経営	事業計画、資金調達、情報公開、危機管理、 技術管理、環境対策、地域貢献等
改築	機械電気設備等の更新、長寿命化 (土木建築躯体を除く)
維持管理	水処理、汚泥処理、保守点検、設備点検、 植栽管理、水質分析、故障等修繕、産業廃棄物処理、 電力、燃料、薬品、消耗品、補修用資器材、水道等
その他	附帯事業（消化ガス発電等） 任意事業（焼却炉廃熱利用の養鰻実験）
市側人工	3人工（モニタリング）

事業スキーム



※ 復旧に伴う費用の負担について

地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

浜松市下水道事業の会計処理例

- 運営権対価の性格上、繰延収益として負債勘定に計上することが適切であるが、地方公営企業法施行規則(以下、「規則」という。)上、繰延収益の勘定科目には長期前受金しか設定されていないことから、市独自の取扱いとして長期前受金の節の下に「繰延受取運営権対価」を設定している。
- 運営権設定期間に応じて、長期前受金戻入として定額で収益化している。

※ 上記取扱いは、総務省に相談の上、決定。

平成30年度浜松市下水道事業会計決算書(抜粋)

貸借対照表

5 繰延収益		
(1) 長期前受金		
ト 繰延受取運営権対価	2,500,000,000	
収益化累計額	<u>△ 125,000,000</u>	<u>2,375,000,000</u>

運営権対価(25億円)を20年(運営権設定期間)で均等に配分(1年度当たり1.25億円)し、長期前受金戻入に計上している。

損益計算書

3 営業外収益	
(6) 長期前受金戻入	6,092,391,139